

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和5年6月教育委員会会議：定例会

期 日 令和5年6月28日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時19分

会 場 中央公民館 研修室2

出席委員 圓城寺一雄 教育長 菅谷 義範 委員
小菅 広計 委員 熊倉 夏子 委員

傍聴者 6名

出席職員	教 育 長	圓城寺 一雄(再掲)	教 育 部 長	緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱)	村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱)	榎本 泰之
	教育総務課長	菊間 明美	教育センター所長	松原 和弘
	社会教育課長	舎人 樹央	文化課長	猪股 佳二
	学務課学事班長	曾田 一幸	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦
事務局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	實川 和博

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長・熊倉委員より4件報告 (教育長)

1つ目、令和5年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会が5月23日に流山市スタートおおたかの森ホールにおいて開催された。総会では、事業報告、決算、新年度の事業計画、予算について審議され、原案どおり可決された。特別講演会では、文部科学省初等中等教育局財務課校務改善専門官から「教師等の指導体制の充実と働き方改革の推進について」と題して話があった。学校における働き方改革は特効薬のない総力戦であるため、国、教育委員会、学校それぞれの立場において取組を着実に実施し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要であるとのことであった。

2つ目、6月23日に開催された校長会議について、校長の目標申告面談や教育長訪問を通じて、校長が所属職員一人一人を大切にされた学校経営を進めていることを強く感じた。学校経営方針の周知徹底の方法や職員のライフワークバランスに配慮したサービス指導等、工夫された取組についての共有を図った。

3つ目、6月26日に開催された教頭会議について、4月からの教育活動の振り返りを行う中で、必要とされる修正や課題改善に向けて、夏季休業等を活用して着実に取り組んでほしいと伝えた。

校長会議、教頭会議ともに、職場における心理的安全性の確立に意を注いでほしいと伝えた。心理的安全性とは、目指すゴールや成果のために健全な意見衝突を起こせるチームと捉えている。変化の激しい時代だからこそ、チームが力を合わせて、知恵と工夫を積み重ねてアイデアを出していくことが必要だと伝えた。

(熊倉委員)

令和5年5月26日(金)、加須文化・学習センター「パストラルかぞ」にて開催された関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会に圓城寺教育長とともに出席した。

総会では、令和4年度事業報告、会計決算、令和5年度事業計画、会計予算について、会長、副会長及び監事の選出について、理事の選任について、それぞれ滞りなく可決された。

研修会として、今回は「GIGAスクールの今後に期待するもの」と題して文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム課長補佐の渡辺様よりご講話いただいた。

また記念講演として、「球道即人道～野球から学んだ人生への取り組み方～」と題して、野球解説者の宮本様よりご講演いただいた。宮本様の尊敬するご両親の子育てから得たいろいろな人生に通ずる話や、PL学園時代の中村監督の話など、宮本解説員が常に心の中に持っている徳を積むというところを中心に様々な話をしていただき、学びの多い講演であった。

② 令和5年度佐倉市6月補正予算(教育委員会所管分)について

【教育総務課長】

6月補正予算については前回の教育委員会会議において、教育委員会から財政部への要求額でご審議いただいた。その後、予算額の査定があったので、市議会へ上程された予算額を報告する。

資料1ページ、6月補正予算(教育委員会所管分)の総括である。表の上段が歳入、中段が歳出、下段が債務負担行為である。歳入と歳出の要求欄については5月にご審議いただいた内容で、その隣が査定後となる。また、2段書きになっている箇所の下段の数字については、要求時との差額になる。

教育委員会が所管する歳入予算は94万9,000円。要求額と比較して1万5,000円の増額である。歳出予算は6,731万7,000円。4万5,000円の減額である。下段の債務負担行為については、変更はなかった。

資料2 ページ、予算額一覧である。歳入予算と歳出予算について、要求額と査定額、その差額を事業ごとに一覧にしている。

歳入予算については、交付金の対象となる事業費に変更が生じたため、歳出予算についても、弥富公民館の施設修繕に伴う増額のほか回線使用料の精査など、一部の事業費が減額となっているが、基本的に内容は前回から変更はない。

③ 佐倉市内小中学校卒業者の進路について【指導課長】

資料1 ページ、小学校卒業児童の進路について、公立中学校への進学率は94.4%、この中には県立千葉中学校2名を含む。私立中学校については5.4%であった。千葉大附属中学校へ2名が進学している。そのほかの2名については、海外日本人学校1名、海外現地校1名となっている。

資料2 ページ、中学校卒業生徒の進路について、国公立高校への進学率は59.8%、私立高校への進学率は39.5%である。専修学校等の2名については、音楽、ダンス系の専門学校が1名、服飾関係の専門学校が1名となっている。高校や専門学校等への進学率は99.4%であった。市内の公立高校4校への進学率は18.4%。就職者はいなかった。

在家庭は6名となっており、家庭の事情や外国籍生徒の関係から、次年度進学予定が2名、不登校の関係から在家庭となっている生徒が4名。そのほかの3名については、海外への留学などとなっている。

④ 感染状況について【指導課長】

令和5年5月17日から6月23日までの感染状況について、新型コロナウイルス感染症が180名、インフルエンザが78名、溶連菌感染症10名、流行性耳下腺炎が3名、ヘルパンギーナ4名、そして水痘、感染性胃腸炎、流行性角結膜炎が各2名となっている。5月は、インフルエンザの発生が多く見られ、小学校1校1クラスで学級閉鎖。6月に入ってから新型コロナウイルスが増加し、中学校と小学校、各1クラスで学級閉鎖を行った。

⑤ いじめの件数について【指導課長】

5月のいじめの状況について、いじめの認知件数は、小学校が96件、中学校が80件、合計176件である。今月の新たな認知件数は61件となっている。引き続き、学校支援アドバイザーと連携を図りながら、丁寧に進めてまいりたい。

《委員から報告》

感染症の追加である。インフルエンザ、先週、第25週、6月19日から6月25日、印旛市郡医師会内の発生者数が12名、定点当たり0.5、その前の第24週、6月12日から6月18日は16名、定点当たり0.67。4週前、流行期は定点当たり3.29だったので、ここ2～3週間で流行が収まったと考えられる。

感染性胃腸炎、先週第25週、6月19日から6月25日が136名、定点当たり8.5、前の第24週、6月12日から6月18日が237名、定点当たり14.81。先週から減ったということであるが、一時的に減ったのか、これから増える

のか、何ともいえない。学校現場ではそれほど増えていないので、まず大丈夫だと思うのだが、夏場に向けて、一応注意していただきたい。

ヘルパンギーナ、学童より前の乳幼児の疾患なので、学校では大きく流行しないと思うが、先週、第25週、6月19日から6月25日で105名、定点当たり6.56、一応気をつけていただきたい。学校では低学年の児童に少し見られるかもしれない。

新型コロナウイルス感染症、先週、第25週、6月19日から6月25日までの印旛市郡医師会内の総数が210、定点当たり8.75。その前の第24週、6月12日から6月18日、総数が217、定点当たり9.04。その前の第23週、6月5日から6月11日が201名、定点当たり8.38。先々週が少し増えて、少し落ち着いたように見えるが、これからどうなるか分からない。学校現場では、手洗い、適宜マスクの着用、換気の徹底、密を避けるなど、感染症対策は引き続き注意をしていただきたい。

3 協議事項

協議事項（1）教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：報告書案の1ページ、2、点検・評価の方法、下段の下から3行目、学識経験者である。昨年度に引き続き、今年もご覧の3名の方にご意見をいただく。主な経歴については、別添の学識経験者名簿のとおりである。

続いて資料2ページ、中段の2、基本方針に基づく各施策の主な実績・成果と今後の展望である。第3次佐倉教育ビジョンの基本方針と施策の方向性に沿って、令和4年度の主な成果と今後の展望を記載した。いずれの施策においても新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、感染対策の徹底や実施方法の工夫などを行いながら事業展開に取り組んだ。

続いて資料12ページ、2、教育ビジョンに基づく施策（事業）の点検・評価である。第3次佐倉教育ビジョンに基づく施策のうち、重点事業25、通常事業64、計89事業である。その下、自己評価基準及び評価集計である。評価に当たり、従来どおり各所属において事業ごとに数的評価と質的評価を行い、どちらかを主評価、それ以外を補助評価として総合評価をしている。

中段①、質的評価については、業務内容等について、優良がA、計画どおり、おおむね良好がB評価に該当する。重点事業、通常事業ともA評価の割合が最も多く、またCとDの評価はなかった。

続いて資料13ページ、②数的評価である。目標達成率100%がA、75%以上がB、50%以上がC評価に該当する。新型コロナウイルス感染症の影響でC評価となった事業が4事業あったほか、行事が中止となった事業が4事業あった。中止になった事業は、不可抗力な理由により事業ができなかったものとして数的評価を「一」で表示している。また、複数の数値目標を掲げている事業の場合、数値目標の一部のみ実施できた事業については、該当事業の数値目標に対して評価を行っている。数的評価では、一部でC評価があったが、相対的には重点事業、通常事業ともにA評価の割合が最も多い状況である。

③総合評価について、新型コロナウイルス感染症の影響により、数的評価「なし」とした事業については、質的評価の結果をもって総合評価としている。重点事業、通常事業、事業全体において、いずれもA評価が最も多くなっており、CとDの評価はなかった。

続いて資料 14 ページ、自己評価のまとめである。令和 4 年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響がある中での事業実施となったが、中止となった事業もあったものの、その数は令和 3 年度に比べて減少し、感染状況を注視しながら、感染予防対策の徹底や実施方法の工夫などを講じた上で、全体としては堅実に事業を進めることができたものと判断している。また、令和 5 年度においても、引き続き佐倉ならではの教育を推進するとともに、常に工夫や改善を試みながら、佐倉の教育施策全体がさらに充実したものとなるよう努めていく。

続いて資料 15 ページ、全事業の自己評価一覧、数値目標と実績数値、評価理由である。

続いて資料 23 ページ、重点事業 25 事業の評価シートである。数値目標に対する達成状況などのほか、今後の対応、課題などを記載している。

今後の予定について、7月の定例教育委員会会議で議案としてご審議をいただき、議決後、学識経験者からの意見を巻末に添えて、8月市議会定例会に提出するとともに公表する予定である。

《協議事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

資料の 15 ページ、主評価と補助評価はそれぞれの事業によって変わってくるということだが、一覧表を見ると、どちらが主で、どちらが補助かが分からない。

【教育総務課長】

資料 17 ページの欄外、米印のところ、事業番号の左に黒ダイヤがある事業は数的評価を主評価とした事業となっている。それ以外は質的評価が主評価となる。

【委員 1 名より】

資料 16 ページの 18 番、これは重点事業なのだが、質的評価が主となる。数的評価が B ということになるのだが、実績数値が 62.8%。B 評価に関しては、目標達成率が 75%以上 100%未満ということなので、62.8%だと C 評価になるということはないのか。

【教育総務課企画財務班長】

18 番の事業については、65%が目標数値ということで、65%を 100%としたときの達成率が、62.8%ですと、75%をクリアしているので、B 評価ということにしている。

【委員 1 名より】

それは少し分かりにくいのではないか。表現を改めるべきである。同じことが 48 番、49 番でもいえる。

それから 53 番、公民館における学習の場の提供ということで、公民館 6

館が数値目標である。実績が公民館6館になっているので100%ではないのか。

【教育総務課企画財務班長】

数的評価をAに修正させていただく。

【委員1名より】

この辺もう一回点検していただいて、直していただいたほうが分かりやすくなると思う。評価なのだから、きちんと誤解のないようにしていただいたほうがいいかと思う。

【教育総務課長】

分かりやすい表記となるよう、改めて検討させていただく。

【委員1名より】

82番の事業、主評価は質的評価になるが、評価理由を見ると、中止になっているので、主評価できないのではないかと。この主評価をBにした理由は何か。

【文化課長】

女子美術大学との連携事業については、事業は確かに中止しているが、次年度に向けての協議連絡、そういった形で次年度に向けての実質的な協議を行っているので、このような形にさせていただいた。

協議事項（2）佐倉市立幼稚園のあり方に関する方針について（継続）

学務課長より上程協議題の説明

内容：本件については前回協議事項として付議した事項となるが、パブリックコメントにおいて多数の意見をいただいております。協議に時間を要するため、今回継続して協議をお願いするものである。

教育委員会では、幼児教育を行うためには、同年代の幼児との集団教育を行う場を提供し、適切な環境を整備する必要があると考えている。佐倉市立幼稚園については、令和5年度の新入園児が1名と急激な減少となり、このような集団生活の営みの場を提供することが難しくなっている。また、市の就学前人口が減少を続けており、今後も園児の増加は期待し難い。教育委員会では、入園者数が1名という厳しい状況だったことから、緊急に検討を進めてきたところである。

一方、私立幼稚園においては、特色ある幼児教育が展開され、質の高い幼児教育を受けられる環境が整備されていることもあり、本市における公立幼稚園は一定の役割を終えたと捉えている。教育委員会としては、幼児教育の無償化制度に加えて、少子化の進展、社会情勢の変化及び保育ニーズの高まり等総合的に判断した結果、佐倉市立幼稚園の運営を継続していくことは難しいと考え、閉園は致し方ないという結論となり、佐倉市立幼稚園のあり方に関する方針案を策定したところである。

なお、新入園児1名については、入園前から幼稚園にこのまま1人であれば転園をすとの申出があったことから、教育委員会として責任を持って対応を進めているところである。

これまでに市立幼稚園では、3月に今年度をもって閉園を検討していると

いうことを、園長を通じて在園児の保護者へ説明した。これを受け、園を継続してほしい旨のご意見を電話で1件、また、5月にメールで園継続のご意見を1件頂戴した。

次に、5月に関係する地区代表へ説明をした。そこでは、少子化で子供が少なくなっているのでは仕方ないといった声や、跡地利用や新入园児の対応、タイムスケジュールなど、閉園を念頭に置いたご質問を頂戴した。

続いて、市立幼稚園の保護者へ協議状況を説明したほか、市の子育て推進委員会で報告をした。弥富幼稚園や推進委員会では、少子化で子供が少なくなっているのでは仕方ないといった受け止めであったが、佐倉幼稚園では、閉園反対のご意見を頂戴している状況である。

また、委員には要望書の写しを送付させていただいたが、6月には佐倉市立佐倉幼稚園保護者、卒園児保護者有志から要望書を2件受理した。佐倉幼稚園の保護者へは再度協議状況を説明したが、状況は変わっていない。

次に、6月に実施したパブリックコメントについてである。6月1日から6月15日までパブリックコメントを実施し、提出があった意見35人分となる。

最後に、パブリックコメント以外の意見となる。パブリックコメントの意見の数が多く、現在取りまとめ作業を行っているところだが、現時点で取りまとめを行っている意見の一部を報告させていただく。

反対する意見としては、園児募集の取組に問題があった、園児の不足は市の宣伝不足ではないのか、支援の必要な子が私立幼稚園を断られた際の受皿として必要である、3年保育化をして、園児が増えるよう努力をしてほしい、検討期間が短い、私立幼稚園を優遇している、こども園として形を変えたとしても幼稚園を残すべきである。

次に、賛成する意見としては、公立幼稚園がなくなっても、私立幼稚園、保育園、認定こども園の定員に空きがあり、市内保育施設でカバーできる、今後保育園や認定こども園への入園が増え、市立幼稚園の入園希望者が増える可能性は少ない、学校教育法や幼稚園教育要領からも分かるように、集団として一定の園児数が確保されない状況では、心身の健やかな成長を育む場にはなり得ない、新制度に移行した幼保連携型や幼稚園型の認定こども園には応諾義務があり、園のよほどの事情がない限りは障害児を受け入れるようになっている、予算を有効活用してほしい、別の子育て関連事業に使ってほしい、新聞報道で私立幼稚園が障害児を受入れしないような記事を見たが、知人の園でもたくさんの支援を必要としている園児を受け入れているのを知っているので、心配する必要はないと思う、報道に偏りがある、園児の行き場が1か所しかないなら話は別だが、受入れ先が複数あり、100%保証されている、公立であることの意味合いとは、民間法人ではできないことに税金を投入して行うことだと思う。

最後に、その他の意見としては、高齢者の方も通える複合施設にしてはどうだろうか、園児1人当たりの経費が非常に高くなっており、公立幼稚園を懐かしむ感傷的な感情で継続を看過するには、あまりにも無駄遣いだと言わざるを得ない、という様々なご意見を頂戴した。

《協議事項についての質疑概要》

【委員1名より】

反対の理由の中で、障害等を理由に一部の園児を私立幼稚園は入園を断っている事実も存在すると書かれていた。前回の会議で、障害者差別解消法があるので、拒否はできないとの回答であったが、この障害者差別解消法を調べると、公立では合理的配慮、私立では努力義務となっている。

先ほど反対の理由で心配された障害児の受け入れについて、私立として受け入れが可能かどうか、お伺いしたい。

【学務課長】

障害を持った園児への対応については、県や関係機関とも連携をして、受け入れてもらえないということがないよう努めていく。

【教育総務課長】

障害者差別解消法の合理的配慮義務について、民間の事業者についても義務化されるということで、来年度改正を予定している。いずれにしても、障害のある園児を受け入れるに当たっては、民間でも市立幼稚園でも、まずは安全に受け入れるというのが一番大事だと考える。

この点について、状況に応じて調整を、現状、佐倉市立幼稚園においてもそういった受け入れの調整は行っている状況である。また、先ほどの学務課長の説明のとおり、特別な支援を必要とする園児については、県や関係機関とも連携を図りながら対応に努めていく。

【委員1名より】

この件は賛否両論で、それぞれの立場から発言されていると思う。我々教育委員は、客観的、合理的に判断することなので、いろいろ事実を出していただいて、それに基づいて判断することになる。

前回の教育委員会議で説明いただいた後、いろいろ市民の方からご意見が出ているようだが、これについて丁寧にそれぞれ問題を解決して行って、説明していくということが大事である。

論点は3点、幼児教育の効果ということ、障害を持つ園児の受け入れのこと、それと予算のこと。施設を維持するためにはかなりの予算がかかる。そういったところも合理的に考えて、一つ一つ検討しながら方針を決めていく。

【教育総務課長】

一つ目、幼児教育の効果について。今現在、市内の幼稚園児等の約99%が私立の園児で、そこで幼児教育を担っていただいている。また、教諭の研修体制についても、私立幼稚園主催の研修会等にお声がけをいただいている。市としては、そういった民間の協力をいただきながら、幼稚園と学校とのつながりも大切なので、そういったところも含めて、努めていきたい。

また幼児教育といっても、例えば社会教育の分類になるのだが、公民館や図書館で就学前の子供を対象に、読み聞かせ等の事業も展開しているので、そういったところで総合的に努めていければと思う。

二つ目の障害児の受け入れについては、先ほどの説明のとおりである。

最後に予算について、先ほど6月補正の予算書にも出ていたが、幼稚園費は8,000万円を超えている状況である。また、昨年度の決算額、幼稚園費が約8,800万円となっている。

【委員1名より】

ご意見の中で、募集の取組に問題があったのではないかという意見が寄せられている。今後継続となったとして、募集方法が変わらなければ、園児を獲得するにはなかなか至らないと思う。ここまでの募集の取組状況を伺いたい。

また、近隣他市の公立幼稚園の現状についても、改めて伺いたい。

【教育総務課長】

市立幼稚園の園児の募集については、これまでこうほう佐倉、ホームページ、ポスター掲示等を行っていた。

周辺の状況について、北総教育事務所管内16市町村で、令和元年度に公立の幼稚園等が22園あったものが、令和6年度には、予定計画等でいくと9園と縮小される。また、千葉県内においても半数以上が、公立の幼稚園や幼稚園型こども園などがない状況である。近隣だと、八千代市、四街道市、酒々井町などである。

【委員1名より】

募集の取組について、例えば私立幼稚園なども時期になると、幼稚園のホームページやポスター、チラシを掲示したりして園児の募集をされている。その辺りの周知活動については、市のほうとしてもされていたということでしょうか。

【学務課長】

募集に関しては、10月1日から募集案内を開始する。市内の私立幼稚園、公立幼稚園も含めた幼稚園間の取決めがあるので、周知活動は10月1日からという期日が守られている状況である。

【委員1名より】

そうすると、周知の期間や方法にはそれほど差がないということか。

【学務課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

この幼稚園の件、その最初の経緯はいつ頃からなのか。

【学務課長】

令和2年に、3歳児受入れについての検討をしている。

【教育総務課長】

今回はやはり新入園児の応募が1名ということで、その新入園児が来年になると、学校に上がる就学前の大事な1年になる。幼児にとって1年というのは、成長の差がかなり大きいので、そういった大事な時期に、同じ学年の子供たちとの集団の中での協調性であったりとか、主体性であったりとか、そういった学びの環境が整わないというところがとても大きなことと認めて、緊急に対応検討を進めたところである。

【委員 1 名より】

令和 2 年度からということで、決して急に出てきた問題ではないと。パブリックコメントも取られているわけで、そういった幼稚園の状況が周知されていたという理解でよいか。

【教育総務課長】

当時、3 年制を導入するに当たり、やはり入園児の減少というところを理由に検討を進めている。

その当時は、佐倉幼稚園や保護者からも 3 年制への移行という声もあり、検討を始めたところである。

【委員 1 名より】

例えば障害児を受け入れて、教員を増やすなりした施設に対する公的補助みたいなものはあるのか。

【教育総務課長】

障害者への幼児教育として、教育委員会の所管ではないが、公的補助がある。また、認定こども園、保育園、幼稚園型こども園も含めるのだが、こちらは国、県の交付金も交えた支援がある。

【委員 1 名より】

教育委員会として、私立の幼稚園にきちんと指導する体制はできているのか。例えば障害児に対しての入園拒否とかがあった場合に、指導できる体制はできているのか。

【教育総務課長】

私立幼稚園については県が所管しているので、県が指導する立場にあるが、先ほど説明したとおり、障害者差別解消法が改正されることによって、障害を理由に不当な扱い、配慮が受けられないということは、回避されるはずである。

子供を安全にお預かりすることが一番大事だと思うので、その受入れの体制状況に応じて調整というのは出てくる。補助金とか、そういったところを活用いただくなどして、受入れ態勢を整えていただく。そういう体制も一方ではあるので、総合的に対応しながら努めていきたい。

【委員 1 名より】

保育料や授業料等について、市立幼稚園と私立幼稚園では保護者の方の負担にはほとんど差がないのか。

【学務課学事班長】

負担する費用について、幼児教育の無償化とはいうが、実は入園費の部分は、月々の無償化部分にのみ込めれば取らない園もあるが、それ以上にかかる場合は取っている園もある。その点で公立幼稚園と差がつく場合もあるが、月額保育料でいえば、そこはどちらも無償化ということで、概ねかかっていない。

【委員 1 名より】

どのくらいの差があるのか。

【学務課学事班長】

佐倉市内の私立幼稚園の中には、一部、月額の無償化部分よりもさらに

上乘せするような園もあり、そういうところは負担がある。一方で月額部分の中に、本来いただいていた入園費用を含めて入園費を取らない園もあるということである。

あとは、入園時に必要となる制服代や通園かばん、そういったものはかかってくる。

【委員1名より】

制服とかかばんとか、市立の幼稚園でも一緒でないか。少し高いのか。

【学務課学事班長】

園によって指定がある場合もあり、まちまちである。

協議事項（3）佐倉市文化財保存活用地域計画について

文化課長より上程協議題の説明

内容：資料の佐倉市文化財保存活用地域計画概要版、文化財保存活用地域計画とは、各市町村により取り組んでいる目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保存活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである。各都道府県の文化財保存活用大綱を勘案して策定する。

文化財保存活用地域計画では、文化財の保存活用に関して将来的なビジョンや具体的な事業等を実施計画に定め、対外的に明示し、これに従って計画的に取り組を進めることで、継続性、一貫性のある文化財の保存活用を一層図るものである。佐倉市文化財保存活用地域計画では、計画期間を令和6年度から令和13年度の8年間に設定した。

本計画では、佐倉市の地域の個性、地域らしさを特徴づける5つの歴史文化、1、豊かな自然が育んだ印旛沼文化、2、古東海道沿いに花開いた仏教文化、3、中世武家の興亡の舞台、4、江戸を支え、江戸と結ばれた城下町、5、地域で継承される祈りと暮らしを設定し、1、2、3、5に対応する関連文化財と4に対応する文化財保存活用区域を設定した。

計画の将来像、目標と課題、方針、措置の概要、これら5つの歴史を踏まえ、これまで佐倉市が文化財保護により実施してきた各種の取組を体系づけ、本計画では「文化財でまちを元気に！」を将来像に掲げた。

将来像を実現するために必要なこととして、3つの方向性と、それぞれに実現に当たって大きな過程となる3つの大方針を設定した。大方針の課題とその解決に向けた方針、それに基づく措置の主要なものについてまとめている。それぞれの措置には、これまで実施してきたことや本計画を機に改善することを設定している。

今後の進め方について、今回ご協議いただいた後、令和5年7月に政策調整会議に付議する。同年8月に意見公募手続を行い、教育委員会議にお諮りいただく予定である。

なお、議決いただいた後、9月から10月に文化庁との協議、11月に文化庁への計画認定の申請、12月に文化庁長官による計画認定を予定している。

《協議事項についての質疑概要》

【委員1名より】

概要版の大方針の2番、この訴求力とは何か。

【文化課長】

一貫した、より訴求力の高い情報発信ということで、こちらについては、課題として2つのものを挙げている。十分に知られていないということ、必ずしも市民の皆様が足を運んでいないということ。

方針として、知らない人に向けたメッセージの創出ということについては、旧堀田邸の庭園で野外のコンサートを行っている。そのような形で、今まで関心のなかった方に別の切り口から足を運んでもらう、そういったことを具体的に既に取り組んでいる。

【委員1名より】

要するに、皆様にもっと文化財に目を向けていただくと、そういう意味での訴求力か。

【文化課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

以前、北総四都市江戸紀行、江戸を感じる北総の町並みということで、さまざまな話が出ていたのだが、最近はどうなっているか。

【文化課長】

日本遺産、北総四都市江戸紀行については、現在も県の文化財課を事務局に、県と4市の観光部門、文化財部門で共同して事業を行っている。

今年度も漫画等の制作を一般向けのものとして行っており、近々また夏にはJRとタイアップして観光イベントを行う予定である。

【委員1名より】

これを含めて計画を進めると、活用していくということでよいか。

【文化課長】

もちろんである。

日本遺産も計画のコンテンツの一つとして実施していくものである。

【委員1名より】

関連文化財群④、地域で継承される祈りと暮らし、この主な方針というところ、所有者、管理者、継承団体のニーズを踏まえ、今後の確実な継承、担い手確保に向けた支援を実施となっているが、文化財保存地区などに指定されると、そこに住んでいる方や所有者の方に結構ご負担がかかるという声を聞いたりすることがある。そういったところ、しっかり教育委員会でも守っていくというイメージか。

【文化課長】

今の話、指定文化財に指定されたらという話だと思うのだが、指定文化財については、既に国、県、市それぞれの指定の規則に基づいて、補助金等も計画的に支出している。そういった補助事業についても計画的に行うために本計画を策定した。

【委員1名より】

そうすると、例えばこの区域内に住んでいる方や所有者の方などに何かご負担がかかるということはないのか。

【文化課長】

保存活用区域のことをいっているのか。

【委員1名より】

そのとおりである。

【文化課長】

これについては、実は日本遺産の城下町佐倉を想定している範囲、また佐倉市の景観計画の範囲とほぼ重なっているので、この計画によって今まで以上に負担が生じるとか、そういうものではない。

指定範囲は、国の伝統的建造物群保存地区、この辺だと香取市の佐原、ああいったものとはまた違う区域設定なので、大きく負担が増えることはない。

4 教育長閉会宣言